

「トラクター・ショベル」と「ショベルローダー」 建設用と荷役用

スーパーのおもちゃ売り場。

「おじいちゃん！ ユウタ、ショベルのおもちゃが欲しい、買って買って！」

「よしよし、何でも買ってやるぞ、今日はヒロシもマユミさんも来ていないし。ユウタ、パパとママには内緒だぞ！ さあ、どれどれが欲しい？ あれか、これか？」

「じゃあねえ、これとあれ」

「えっ、どちらも同じだぞ。タイヤ（ホイール）が4箇所、ショベルも付いているし」

「違うよ！ こっちが『トラクター・ショベル』で、こっちが『ショベルローダー』。運転の資格も違うんだよ。おじいちゃん、知らないんだ」

労働安全衛生法施行令

別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一 整地・運搬・積込み用機械

- 1 ブル・ドーザー
- 2 モーター・グレーダー
- 3 **トラクター・ショベル**
- 4 ずり積機
- 5 スクレーパー
- 6 スクレープ・ドーザー
- 7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

労働安全衛生規則

第一章の二 荷役運搬機械等

第一節 車両系荷役運搬機械等

第百五十一条の二（定義）

この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 **ショベルローダー**
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキヤリヤー
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車（…）
- 七 貨物自動車（…）



一言で言えば、「トラクター・ショベル」が建設機械で、「ショベルローダー」が荷役機械です。「トラクター・ショベル」は、主に建設現場で、



トラクター・ショベル



ショベルローダー

していることもあります。そして、メーカーの商品名で区別することは、なかなか難しいようです。

おじいちゃんの指摘どおり、どちらも、運転席の前にショベル（バケット）が付いており、乗用車と同じように前輪と後輪合わせ4箇所タイヤが付いています。なお、トラクター・ショベルには、いわゆる「キャタピラ（履帯、クローラ）」式のものもあります。

そこで、さらに違いを言えば、「トラクター・ショベル」は全4輪駆動、「ショベルローダー」は前輪または後輪のみの2輪駆動であることです。

安衛法では、「トラクター・ショベル」と「ショベルローダー」を別々に規制しており、作業管

理、構造規格、そして資格（技能講習）も違うものとなっています。このため、車両系建設機械技能講習（整地・運搬・積込み）の技能講習だけを修了しているも、「ショベルローダー」を運転操作することは出来ず、逆にショベルローダー等技能講習だけを修了しても、「トラクター・ショベル」を運転操作することは出来ません。また、ショベルローダーのショベルをフォークに換えた「フォークローダー」は、フォークリフト技能講習ではなく、ショベルローダー等技能講習を修了する必要があります。

「おじいちゃん、このフォークローダーと、あのフォークリフトも買って」

「はて、はて、何が違うんじやい」

「だから、運転の資格が違うの！」